

中世獨逸に於ける政教關係の歴史的考察 (中)

三喜田熊藏

一、緒言

二、俗權優越時代

三、教權優越時代

四、國民的意識の擡頭と反法皇的運動の發展

三、教權優越時代

獨逸民族は曩に教權に對抗して俗權を支持し、獨逸民族による神聖羅馬帝國を再興し、これに古代羅馬の世界統一の理想を結合して羅馬教會をして、帝權に隸屬するの餘儀なからしめた。然るに

オット大帝の死後、歴代皇帝は各れも世界統一の理想を抱懷せしも、之を實現する事は全く不可能に終つた。佛蘭西、英吉利、匈牙利、波蘭及びノルマンの諸國が、各れも羅馬皇帝の羈絆を脱したのみならず、後には伊太利都市も皇帝から離叛し

且つ獨逸諸侯すら地方的自主權を獲得して純然たる獨立國家の形式を具へるに至つた。之れに反して第九世紀に鋒鏖を表し來つた、教會勢力は、第十一世紀の中葉以後世界大勢の有利なる展開に乗じて、全く順風に帆を擧ぐる勢を以て發展し、第十三世紀に於ては殆ど世界の支配者たるかの如き地位に立つに至つたのである。

かく俗權に代りて教權による世界統一の理想が一般の支持を得たる理由は、第一に、オット大帝の子孫にしてその後繼者たりし、オット二世（九七三—九八三）及びオット三世（九八三—一〇〇二）は各れも、二十八歳二十二歳にて夭折し、オット大帝の偉業を長養する能はず、従つて帝位は

間もなく、ザクセン家を離れて、フランケン家に
 移り皇帝は自己を選出せし諸侯、殊に前に帝位に
 ありし諸家を服屬せしめて以て國內の統一を圖る
 能はず、爲に皇帝本來の使命たる世界の統一に向
 つて全勢力を傾倒するが如きは愈々不可能事と成
 り終つた事これである。

第二には獨逸に於ける僧侶の勢力は他國程にあ
 らずとするも、又侮り難いものであつた。オット
 大帝の如き主義に於て教權に反抗せしも、その弟
 のブルノー (Bruno) をケルンの大監督となし、
 その子のウイルヘルムをマインツの大監督に任
 じ、以て僧侶階級の支持を得むとした。僧侶は他
 國と同じく皇帝又は諸侯より采邑を賜り、彼等と
 封建的主従の關係を結び、殊に獨逸にありては、
 第十一世紀の初葉より監督は伯爵ビシヨフの權限を與えら
 れ、その領内に於て租税の徵集、貨幣の鑄造その
 他重要なる政務を委せられ、純然たる官吏となる

に至つた。従つて僧侶任命權は皇帝或は他の世俗
 諸侯の掌中にあつた。されど凡ての僧侶を羅馬法
 皇の支配の下に置き、僧侶本來の使命に精進せし
 むべしとの宗教革新運動起るに及んで、獨逸の僧
 侶も又之に反對すべき根據を持たなかつた。且つ
 僧侶も封建諸侯として皇帝權の壓迫を嫌惡したか
 ら、勢ひ皇帝權より離れて法皇の支配に服するが
 彼等にとりても有利であつたのである。かくて獨
 逸の教會諸侯は第十三世紀に於ては殆ど皇帝の支
 配から獨立して法皇の監督下に立つに至つた事であ
 る。

第三には獨逸の世俗諸侯は曩に俗權を支持して
 皇帝權の成立を助成したのであるが、第十一世紀
 以後漸くその勢力を擴大して地方的自主權を獲得
 し、各々その領内に於て國王の如き地位を得來る
 に及んで、皇帝權の壓迫から解放せられむ事を願
 ふに至つた。この皇帝權の干涉からの解放を願ふ

點に於て、彼等の利害は羅馬法皇のそれと相一致したから、兩者の間の提携が公然或は暗々裏に成立し、諸侯の勢力と法皇の權力は、歩一步相平行して擴大せられた事であつた。

要するに皇帝權の如き中世的權力は近世的勢力の勃興によりて當然衰亡すべきであつて、この點に關しては法皇權も軌を一にするのであるが、歴史的發展はまづ皇帝權を衰微せしめ、それに代りて法皇權が一時一般の支持を得たるに過ぎないのである。従つて法皇權もやがてこの近代の勢力即國民的意識の擡頭の前に没落するのである。

さて第九世紀に於て羅馬教會を中心とせる教權が、その勢力を擴大せむとして失敗し、教權萎縮時代を現出したりしより、西歐基督教界は腐敗墮落に沈淪した。法皇の位は豪族爭奪の的となり、一般僧侶は亦滔々として獨身の誓を破り、神聖なる僧侶の職責は家族的煩累によりて妨げられ、僧

侶の地位は之れに適應せる人物に授與せられずして、國王又は諸侯に贈賄せる富豪或は貴族の子弟に與へられた。従つて教權の伸張を圖らむにはまづかゝる弊風を刷新するを以て第一とせられねばならなかつた。茲に於てか、かの九一〇年佛蘭西に創立せられたるクルニー(Cuny)の僧院を中心とせる宗教改革運動が起り、僧侶の結婚を禁じ、僧職買賣を廢し、以て僧侶をしてその本來の使命に精進せしめむとするに至つた。而してこの改革運動をして效を奏せしむる爲には法皇の權力を大にして、一般僧侶をして中央權力に服従せしむるを必要としたのである。羅馬法皇も第十一世紀の半よりこの教會の要求を理解し、自己の地位に覺醒し來つた。ハインリヒ三世によりて一〇四八年擁立せられたる法皇レオ九世は自ら法皇權擴大に努力した。彼は顯著なる效果を收むる能はざりしも、かのトスカナの一大工の子、ヒルデブラント

(Hildebrand) を羅馬に連れ歸り、之れにローマ僧院に於てクルニー風の嚴格なる教育を授け、他日法皇グレゴール七世たるべき氣概と教養を與へたのであつた。且つハインリヒ三世の晩年より世界の大勢は法皇權の擴大に有利に展開して行つたのであつた。

獨逸に於てはハインリヒ三世(一〇三九—一〇五六)の時代より諸侯の權力が益々擴大し、且つ從來之れらの大諸侯に隸屬せし小諸侯がその數と勢力を増し中間の諸侯を凌ぎて皇帝直屬たらむとするの形勢を馴致し來つた。ハインリヒ三世は有力なる君主であつたが、偉大なる政治家ではなかつた。彼の諸侯に對する態度は頗る擅恣にして、自己の勢力の擴大の爲め、或は自己の一時的好惡によりて諸侯の利益を無視しその感情を害した。殊にバイエルン侯コンラド (Herzog Konrad von Bayern) が一〇五三年諸侯裁判によりて有罪と判

決せらるゝや、其の領土を皇帝の一族に與えむとせる如き、又ザクセン侯とブレーメン大監督アドルベルト (Erzbischof Adalbert von Bremen) との繫争事件に關する皇帝裁判に於て故意にアデルベルトに有利なる判決を與へたる如き、又ザクセン領内のゴスラー (Goslar) に皇帝が新に別邸を營みたる如き各れもバイエルン侯、ザクセン侯をして皇帝を仇敵視せしむるに至つた。其の他に於ても諸侯の反感を挑發する行動多々なりし爲め、彼の晩年に於ては皇帝の廢位と暗殺を目的とする陰謀が諸侯の間に計劃せらるゝにさへ至つたのである。

偶々ハインリヒ三世は一〇五六年三十九歳を以て歿した。嗣子ハインリヒ四世(一〇五六—一〇五八)僅かに六歳を以て即位し、母后アグネス (Agnes von Poitiers) 攝政となるや、ハインリヒ三世の下に於て皇帝に反感を抱きたりし獨逸諸侯は殆ど凡て皇帝から獨立し、全獨逸は殆ど無政府

状態に歸した。かくてハインリヒ四世の幼年時代は、獨逸に於て皇帝對諸侯、國家對教會の兩關係の轉換期となつたのである。

ハインリヒ四世の即位後間も無く、羅馬に於ては法皇ステファン九世(Stephan IX)(一〇五七—一〇五八)歿し、次いでベネクト十世(Benedikt X)法皇の位に即きしが、ヒルデブランドを首領とする彼の反對黨はベネクト十世を廢して、ニコラス二世(Nikolaus II)を即位せしめた。このニコラス二世(一〇五九—一〇六二)の下に於て稀世の英雄ヒルデブランドは擧げられてカーデナルの榮位に即き、法皇廳の實權を掌握した。

ヒルデブランドは教會の要求を理解し之を實現せむと努めし點に於て第一人者であつた。只インノセント三世の下に於ける如き偉大なる成功を收め得ざりしは時勢の相異の然らしめしのみ。彼はニコラス二世の下に於て一〇五九年一の法令を發

布し「今後法皇の選舉を羅馬教會のカーデナル會議に依るべき事、一般僧侶及び羅馬市民はこの會議の決議を認むべき事」を規定した。これによりて彼は法皇の選出を市民の黨争の外に置き、且つ俗權の干渉より解放したのであつた。又ヒルデブランドはコンスタンチン大帝の寄進狀に依りて法皇に讓與せられたる權利に基き、カプアの君主たるリツチャード、フォン、アベルサ(Richard von Aversa, Fürst v. Capua)及びノルマン國王ロバート、ギスカード(Robert Guiscard)に各その領土に對して法皇の封建的宗主權を認めしめた。彼は更にこの封建的宗主權を全歐洲に擴大せむとした。彼は法皇權に服從を誓ひしノルマンデー公ウイヘルムの英國征服を是認し彼を正當の君主たらしめた。

法皇ニコラス二世が一〇六一年に歿せし時、次の法皇アレキサンデル二世(一〇六一—一〇七三)

は規定通りカーデナル會議によりて選ばれ、又一〇七三年ヒルデブラントもアレキサンデル二世に次でこの會議によりて法皇に選ばれグレゴール七世(一〇七二—一〇八五)となつた。グレゴール七世

は愈々法皇權の擴大と教界革新に盡瘁した。彼は一〇七四年宗教會議を開催して、一般僧侶の任命權を法皇の掌中に置いた。同時に貴族富豪の子弟が王侯より僧職を購ふ所謂シモニー(Simony)の風を禁じ又僧侶の結婚を禁じて教會を世襲たらしむる惡弊を除き、併せて僧侶をしてその本來の使命に專念せしめむとした。グレゴール七世は教權を俗權より解放する事を以て満足せず、更に教權をして俗權を支配せしめむとし、法皇に俗界君主を廢立する權限、君主と臣下との封建的服從關係を解除する權限のある事を主張し俗界君主をして法皇の足に接吻せしめむとすら揚言した。彼は英國王ウイールヘルム(征服王)に日月の比喩を以て法

皇權の優越を主張した。彼は又西歐諸國に法皇の使節を駐在せしめて以て法皇廳の利益を代表せしめた。即ち教權による世界統一の理想は彼によりて最も大膽に主張せられたのであつた。

教權のかゝる要求に對して獨逸國王にして神聖羅馬皇帝たるべきハインリヒ四世は成年に達するに及んで決然として反抗した。彼は一〇七六年正月獨逸僧侶の約三分の二の出席を得て、ウオルムスに於て國民宗教大會を開催し、グレゴール七世の廢位を決議せしめた。之に對して法皇は宗教會議に出席せる僧侶を除名し、國王を破門し、獨逸伊太利に於ける彼の臣民に忠誠の誓を解除した。茲に於て獨逸は秩序を失ひ全くの混亂に陥つた。皇帝に反感を抱けるザクセン家初づ離叛し、續いて他の諸侯も之に加つた。一〇七六年の夏にはザクセン侯、シュワーベン侯、バイエルン侯、ケルンテン侯、ヴァイルツベルグ、ウオルムスの監督は

法皇と結びてハインリヒ四世を廢し、新に國王を選ぶ爲に翌年の二月二日を期して、帝國議會を、アウグスブルグに開催すべきを決議し、法皇にも出席を求めると至つた。

獨逸の形勢彼に非にして收拾不可能と見たるハインリヒ四世は、一〇七七年正月會議出席の爲め北上せる法皇を途上に邀して所謂カノツサの屈辱を忍びて遂に破門を解かるゝを得た。國王はこれによりて獨逸の諸侯から叛逆の口實を奪はむとせしも、獨逸の大多數の諸侯十三人の監督等は一〇七七年三月フォルヒハイム (Forchheim) に於てハインリヒ四世の廢立とシユワーベン侯ルドルフの彼に代りて國王たるべきを決議した。憤激せるハインリヒ四世は本國に歸りて、下級の諸侯、都市、農民等の同情を得て、忠誠なる軍隊を組織しバイエルンに於て反對派を撃破し、更にエルステルのメルゼン (Mölsen in Elster) の戰に於てシユ

ワーベン侯ルドルフを斃した。法皇再びハインリヒ四世を破門せしも、ハインリヒはマインツに宗教會議を開催して法皇の廢位を宣言し、彼自身を僧侶等の保護者と仰がしめた。尙一〇八四年三月には自ら兵を率ひて羅馬に入り、グレゴール七世を追ひ、新に法皇クレメンヌ三世 (Clemens III) を擁立して彼によりて羅馬皇帝として加冠せられた。これが爲めにグレゴール七世はサレルノに於て憤死と云ふ能はずんば悶死した。獨逸に於て皇帝の不在中、再びバイエルン侯等がルクセンブルグ家のヘルマン伯 (Graf Hermann von Salm) を、新に皇帝に選出したが、彼は鞏固なる基礎を得る能はずして自滅した。かくてハインリヒ四世は戰と政略とによりて得らるゝ凡を收得した。

然れど勝敗は常に戰によつてのみ決せらるべきでない。爾後勝者たるハインリヒの立てる皇帝權は一般の支持を失ひしに反し、敗者たるグレゴール

ル七世の主張は愈々世界的に認められるに至つた。教會側はグレゴール七世の死後、ハインリヒ四世の擁立せしクレメンス三世を認めずして、一〇八

六年ビクトル三世を選出し、一〇八八年にはビクトル三世に次でウルバン二世 (Urban II) を選出した。ウルバン二世はもと佛蘭西の僧にして、クルニー風の精神を體得し、法皇となつては教會の主張に忠實であつた。彼によりて十字軍なる世界的運動が起され、法皇はこの運動の指導者として、歐洲ゲルマン風、ローマ風世界、宗教的軍國的社會の支配者となつた。この大運動に對して全く旁觀者であつたハインリヒ四世は、世界が彼の眼前に於て皇帝權より離れて、法皇權に移り行くを目撃した。而も悲劇はこれに止まらず彼の家庭内に迄及んだ。彼の長男コンラッドは教會に對する信仰に囚はれて父に離叛し、弟のハインリヒは諸侯と結んで父に叛き、暴力と奸計を以て父を退位せ

しめた。衰むべし老勇士は死して基督教的埋葬を許されず、所謂死屍に鞭れて墓場に送られたのであつた。

かく獨逸に於ては諸侯の勢力と法皇の權力が歩調を合せて擴大した。グレゴール七世が法皇の選任を皇帝の干渉から解放せむとした時、獨逸に於ては皇帝の世襲に反對する運動が起つて居た。ハインリヒ四世の武力による勝利も、全體としての諸侯の勢力を毫も滅殺する事が出来なかつた。ハインリヒ四世の子にして其の後繼者たるハインリヒ五世 (一一〇六—一一二五) の下に於ては獨逸は、皇帝の權力による統一國家でなくして、諸侯の集合體としての統一國家となりつゝあつた。ハインリヒ五世は帝位に即くと同時に、僧侶任命權を恢復し、且つ自ら法皇の廢立をも行はむとした。彼はカーデナル會議によりて選ばれたる、法皇ゲラシウス二世 (Gelasius II) を認めずして、自らグ

レゴール八世を擁立した。然るに獨逸の諸侯等は教俗の紛争を調停せむとし、ザイルツブルグの會合に於てその意思を發表した。茲に於てハインリヒ五世はグラシウス二世の後繼者たる、カリクスト二世 (Calixt II) (一一九一—一二四) を認め、之れと一一二二年ウォルムスの協約コレルダットを締結したのであつた。この協約によりて牧師杖及指輪を授與する僧職叙任權は凡て法皇に一任せられ、皇帝は只監督又は僧院長の職に附屬せる采邑授與權のみを保持する事とした。されど僧職叙任は皇帝又はその代表者の出席の下に行ふ事とし、且つ獨逸に於ては法皇の僧職叙任を先にし伊太利、ブル

グンドに於ては皇帝の采邑授與を先にする事とした。この協約は一一二二年九月二三日、ウォルムスの宗教會議に報告せられたから一般にウォルムスのコンコルダットと稱せられるのである。然しかゝる協約は中世に於ては到底實現不可能であり

只一時的個人的休戰條約たるに過ぎなかつたのである。龍虎は各れか一方が全く屏息するに至る迄其の主張を捨てないのである。而もこの協約に於てすら皇帝の讓歩の大にして法皇に有利なるを看取るに難くはないのである。

ハインリヒ五世の死後、帝位はザクセン家のロタール(一二二五—一二三七)を経てフランケン家の姻戚に當れる、ホーヘンシュタウフェン家に移つた。而して該家よりはフリードリヒ一世、ハインリヒ六世、フリードリヒ二世の如き異彩ある有爲な皇帝を輩出した。

皇帝フリードリヒ一世(一二五二—一二九〇)は古代羅馬の帝權に憧がれ數度の伊太利遠征を行ひて帝權を確立し、又教權に干涉して法皇の廢立すら行はむとしたのである。されど彼の治世の下に於ては世界の氣勢は大いに推移し十字軍の影響已に現はれ近世的色彩が昭著となり來つた。北伊太

利に於ては近世都市が勃興し、これらが獨逸の諸侯の如き獨立を獲得し、更にその周圍の土地を併せて都市の勢力を擴大せむとしつゝあつた。獨逸に於ては中間の小諸侯が益々實力を得て皇帝直屬となりつゝあつた。大小諸侯による國內の分裂割

據は愈々徹底して彼等は公伯の稱號を有するも、帝國の官吏にあらずして事實上各々その地方に於ける獨立君主となつた。フリードリヒ一世は獨逸に於ては諸侯の地方的獨立を認め、自らは自家封建領のみに倚恃し、従つて皇帝權を利用して自家の利益を圖らむとするに至つた。而も古代羅馬の帝權に憧れる彼は伊太利に支配權を確立せむとして都市の自由を抑へ、又羅馬教會に對してはカーデナル會議の選出せし、アレキサンデル三世(一一五九—一一八一)を認めずして、自ら之れに對立する法皇ビクトル四世(一一五九—一一六四)バサリス三世(Paschalis III)(一一六四—一一六八)

カリクスト三世(一一六八—一一七八)を相次いで擁立した。この時英吉利、佛蘭西、匈牙利、ビレニー半島は、アレキサンデル三世を認め教權分離が現出するに至つた。

近世都市は通商上の繁榮を圖る爲自由を獲得せむとする本來の立場より、中世的統一を標榜する皇帝權、法皇權の各れもに敵對せるも、フリードリヒ一世の下に於ては、都市の自由により脅威となれる皇帝權に反抗して、法皇權と結托した。皇帝の一一六六年より一一六八年に亙る第四回伊太利遠征軍が疫病に悩まざるや、北伊太利都市はロンバルト都市同盟を組織し、又新に要塞を築き之れを法皇アレキサンデル三世に因みてアレサンドリアと命名し、以て皇帝の支配より脱せむとした。又獨逸に於てはホーヘンシュタウフェン家に敵對するウエルフェンのハインリヒ「獅子侯」の蹶起するありて、フリードリヒ一世の援軍を阻止し

た。かくて一一七六年五月のレグナノの戦に於て皇帝は都市軍の爲に一敗地に塗れ、倉皇としてアレキサンデル三世を認め、この法皇の斡旋によりて都市との平和を回復せむとした。

一一七七年のベネデヒのサン、マルク寺に於ける法皇、皇帝の會見に於て、皇帝は平身低頭、彼の過去の伊太利政策は正義の爲めにあらずして權力の爲めなりしを陳謝し、爾後伊太利に干渉せざるを誓つた。實にサン、マルク寺に於ける會見は皇帝にとりて百年前に於けるカノツサ以上の屈辱にして、獨逸宗敎革命史の著者ランケは「カノツサに於ては一人の年若き熱情的なる君主が、彼に課せられたる破門を解かれむとしたのみであつたが、ベネデヒに於ては一人の分別盛りの男が二十五年間全力を以て遂行し來りし主義の放棄を餘儀なくせられた。カノツサからは眞の戦が始まり、ベネデヒに於ては敎權の優越が確立せられた」と

述べて居る。かくて皇帝は法皇によりて都市との平和を恢復し、直ちに獨逸に歸りて「ハインリヒ獅子侯」を粉砕したのであるが、この爲に下級の諸侯の援助を受け、諸侯の勢力を益々増大する結果となつた。且つ皇帝は一一八三年ロンバード都市とコンスタンツの平和を締結して都市の地方的主權を認める外なかつた。之れに反して法皇は一一七九年二月ラテランに宗敎會議を開催し、歐洲諸國の僧侶を集合せしめ、西歐に號令するの概を示した。

フリードヒ一世の子にしてその後繼者たるハインリヒ六世(一一九〇—一一九七)は「ホーヘンシュタウフェン」家にありても最も卓越せる君主であり、且つ父王の計劃せし幸福なる結婚によりて、シシリー王國の支配者となつた。彼は之を獨逸に併合し之を完全なる一國として法皇領を南北より壓迫せむとした。又彼は獨逸に於ける反對派を押へて

獨逸を世襲國たらしめむと計劃した。惜むべし好漢三十二歳を以て夭折し嗣子フリードリヒは尙三歳であつた。

これが爲に獨逸に於てはハインリヒ六世の弟フイリプ(一一九八—一二〇八)が王位に即き、これと同時にホーヘンシュタウフェン對ウエルフェンの王位争奪戦が始まつた。この兩家の抗争は帝權を衰微せしめ、諸侯と法皇の勢力を擴大した。羅馬に於てハインリヒ六世の死後數週間に於て法皇の位に即いた英明なるインノセント三世(一一九八—一二一六)は、自ら獨逸の王位争奪を裁決する權限ありと主張した。獨逸の諸侯は之を喜ばざりしも、有力なる皇帝を擁立して法皇に對抗する事は當時の大勢上不可能事であつた。法皇は初め法皇廳に好意を有せる、ウエルフェン家のオット四世(一一九八—一二一五)を支持し一二〇九年には之れに帝冠を與えたが、一度帝位に即くや、オット

四世は帝權を擴大せむとして法皇權と衝突した。従つて法皇は一二一一年彼を破門して、ホーヘンシュタウフェン家のフリードリヒ二世(一二一二—一二五〇)を獨逸王たらしめた。かくて獨逸の王位は法皇の支持を必要とし、法皇の俗界支配權が認められるに至つた。法皇は獨逸王のみならず英國王アラゴン王をも臣事せしめた。法皇の一二一五年に開催せし、ラテランの宗教會議には、歐洲各國の僧侶の外に、東西兩羅馬皇帝、英吉利、佛蘭西、匈牙利、アラゴン、エルサルム各國王の代表者が列席し、宗教上の問題のみならず、俗人の道德問題をも議定せられた。かくて第九世紀に擡頭し、第十一世紀より更に勢力を擴大し來りし教權は第十三世紀に於ける、インノセント三世の下に最隆盛期に達したのである。

法皇インノセント三世によりて擁立せられたるフリードリヒ二世は、父の死後母コンスタンツと

共にシシリ王國に歸りインノセント三世の後見の下に成長した。彼はこの地の法皇の後見政治を視、又この地方に優越せるサラセン文化に孕育せられ、羅馬皇帝としては異彩ある人格の持主であつた。インノセント三世は獨逸とシシリとの併合を恐れ、その生前シシリ王國をフリードリヒ二世の子供ハインリヒに譲らしめた。然るにフリードリヒ二世は法皇の死後ハインリヒを獨逸王たらしめ、自ら神聖羅馬皇帝兼シシリ國王となつた。彼は父の遺志を繼いで獨逸とシシリを完全に併合せむとした。彼はシシリに新しき行政制度を施行し、産業を興し、サレルノに醫學校、ネアペルに大學を建設し、回教文學を羅馬語譯し、或は彼の下に回教徒すら雇用した。彼のかゝる反法皇的異端的態度も、インノセント三世に次で法皇たりし、ホノリウス三世(Honorius III)(一一二一六—一一二七)はかつて彼の教育掛たりしかば、

幸にして何等の問題も起さずに終つた。然るにホノリウス三世に次いでグレゴール九世(一一二七—一一四一)法皇たるに及んで直ちに兩者の衝突が開始せられた。法皇は皇帝の一二二七年十字軍の途中より病と稱して歸還せるを、單に口實に過ぎずとして破門した。之れと同時に伊太利都市はゲルフエンとギベリンネンに分れて對立した。法皇は羅馬に一般宗教會議を開き歐洲各地の僧侶及十字軍士の後援を得て、全クリスト教界の名の下に皇帝を破門せむとした。之に對し皇帝は羅馬を圍み、その通路を遮斷して宗教會議を不成功に終らしめた。偶々グレゴール九世歿し、次にケレスチン四世(Celestin IV)を経て、一二四三年インノセント四世が法皇となつた。インノセント四世(一二四三—一二五四)はかつて監督ビショップたりし時、フリードリヒ二世の肝膽相照す友であつたが、一度法皇となるに及んで不倶戴天の仇となつた。彼は皇

帝に攻圍せられたる羅馬市を脱して佛蘭西リヨンに遁れ、この地に一般宗教大會を開催して皇帝を破門し、獨逸諸侯に新に皇帝の選舉を命じた。これが爲めに獨逸は内亂狀態に陥り、チューリッゲン方伯ハインリヒ、ラスベ (Landgraf Heinrich Raspe von Thüringen) が一二四六年新に皇帝に選ばれた。更に彼の死後、オランダ伯ウイヘルムが皇帝に選ばれた。之に對してフリードリヒ二世は辯明書を出して自己の無罪を主張し、法皇を誹謗せしのみで、法皇の廢位を宣言する事すら能はなかつた。

フリードリヒ二世の死後その子のコンラド四世 (一二五〇—一二五四) 帝位を継ぎしも法皇に認められず、北方獨逸に地盤を得たるオランダ伯ウイヘルムと對立した。一二五四年コンラド四世歿し、二才なるその子コンラデンは更に顧られず、彼の一二六八年の死歿を以て、ホーヘンシュタウ

フエン家は全く斷絶した。然るにオランダ伯ウイヘルムが一二五六年歿するや、英王弟リチャード、フォン、コンワール (Richard von Cornwall) 及び、カステラ王アルフォンス (Alfons von Castilien) が共に獨逸皇帝を僭稱した。かくて獨逸に於ける中世的帝國は完全に破壊せられ、再び統一せらるゝ事なく分裂した。かゝる帝權の衰微はその仇敵教權に依ると云はむよりは、寧ろ中世を近世に推移せしめたる時代の力に依るのである。而も教權の勝利は完全にして恰も無人の境を行くが如くであつた。

一二七二年リチャード、フォン、コンワールが死するに及んで、法皇グレゴール十世 (一二七一—一二七六) は獨逸諸侯に皇帝の選舉を命じた。選舉の結果、カステラ王アルフォンスが當選した。法皇は羅馬教會に忠誠ならざる彼を認めずして、再び選舉を命じ、且つ此度は獨逸諸侯の中より皇

帝を選ぶべき旨を含めた。かくしてハブスブルグ家のルドルフが皇帝に選ばれたのであつた。

かくその君主が國外勢力によりて指名せらるゝ獨逸は、國家としての獨立を全く失ひ獨逸なる名稱は一種地理的名稱に過ぎないものとなつた。諸侯はその領内に於て純然たる君主となり、只形式上皇帝を選ぶも常に異なる家より之を選びて以て皇帝權の強大ならざる事を圖つた。この諸侯と相提携して勢力の擴張を圖つた法皇權は更に強大となり、教界諸侯のみならず、俗界諸侯をもその命に服せしめた。即教權は第十三世紀に於て、世界支配者たるの目的を達したのである。然し教權の優越も長く持續せられず、皇帝權を衰微せしめるその同一強敵なる國民的意識の擡頭の前にやがて殞落したのである。